

令和5年3月10日

学生・教職員 各位

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

令和4年度内における島根大学構内でのマスク着用について（通知）

政府及び島根県の決定において、令和5年3月13日以降はマスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とされていますが、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、学校におけるマスクの着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされています。

このことから島根大学構内におけるマスク着用の考え方の見直しは令和5年4月1日から適用し、それまでは現行ルールのままとしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、マスクの着用を含む令和5年度以降における感染対策については、決定次第、別途通知いたします。

島根大学における構内マスク着用ルール（現行ルール）

[https://www.shimane-u.ac.jp/docs/2022051600013/file\\_contents/mask\\_rule.pdf](https://www.shimane-u.ac.jp/docs/2022051600013/file_contents/mask_rule.pdf)